

鳥取県県土整備部測量等業務技術提案型総合評価入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所を含む。以下同じ。）が発注する建設工事に係る測量等業務の落札者を技術提案型総合評価入札（地方自治法施行令（昭和22年第政令16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に準じて、入札参加者が業務遂行に当たり特に配慮すべき事項を発注者に対し提案を行い、その提案の評価基準を明確にする等した本県独自の制限付一般競争入札をいう。以下同じ。）により決定する場合について、当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）で規定するものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例による。

(対象業務の選定)

第3条 技術提案型総合評価入札に付する測量等業務（以下「対象業務」という。）は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）別表第1に掲げる特に難易度の高い業務又は難易度の高い業務であり、かつ、当該測量等業務の予定価格が200万円以上である土木関係建設コンサルタント業務の中から、発注機関が技術提案型総合評価入札により落札者を決定すべきと思われるものを選定するものとする。

(入札参加条件)

第4条 発注機関は、技術提案型総合評価入札により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

(1) 低価入札者等の条件

鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知）に定める成果品重点確認入札者又は鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）に定める低価格入札者は、当該測量等業務の落札者としなければならない場合があること。

2 発注機関は、前項各号に定めるもののほか、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱第5条第2項の規定に準じて、次に掲げる入札参加条件を設定することができるものとする。

(1) 建設コンサルタントの登録等

(2) 技術者の保有等の要件

(3) 同種業務の実績

(4) 配置技術者等要件

(5) 県外に本店を有する有資格者の条件

3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた入札参加条件以外の入札参加条件を付することができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい入札参加条件を設けることにより入札参加者を過度に限定することのないよう、真に必要な入札参加条件に限り設けなければならない。

4 発注機関は、前3項の規定に基づき、当該技術提案型総合評価入札における入札参加条件を設けようとするときは、入札参加条件の案を作成し、あらかじめ資格審査委員会（鳥取県県土整備部資格審査委員会運営要領（平成19年8月2日付第200700073583号鳥取県県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下同じ。）に付議して、その承認を得るものとする。

(技術提案に関する事項)

第5条 発注機関は、技術提案型総合評価入札により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、業務内容、地域特性等を考慮し、入札参加者が技術提案を行うためのテーマ（以下「評価テーマ」という。）を2つ設け

るものとする。なお、難易度の高い業務に限り、評価テーマを1つにすることができる。

- 2 発注機関は、前項に規定する評価テーマを決定しようとするときは、資格審査委員会に付議して決定するものとする。

(落札者の決定)

第6条 技術提案型総合評価入札においては、当該技術提案型総合評価入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、その点数が最高の者を落札者とする。

(1) 評価項目

- ア 入札書に記載された入札価格
- イ 技術提案 (別表第1の左欄に掲げる項目)

(2) 評価方法

次の算式により算定した評価点数による。(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)

$$0.2 \times \text{入札価格点数 (注1)} + 0.8 \text{ (注2)} \times \text{技術点数 (注3)}$$

(注1) 入札価格点数は、100を上限として鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第2条に規定する成果品重点確認価格をその入札参加者が提示した入札額で除して得た数に100を乗じた数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(注2) 難易度の高い業務(県内向け技術提案型総合評価入札)については、別表第1の評価項目のうち独創性の評価は行わないこととし、この場合において、「0.8」とあるのは「1.0」と読み替える。また、テーマを1つにする場合においては「0.8」とあるのは「2.0」と読み替える。

(注3) 技術点数は、次条第3項の規定に基づき作成した3名の技術提案審査結果を、別表第2に定める採点基準により採点した数の平均値(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(技術提案の審査)

第7条 発注機関は技術提案資料(様式第1号)の審査を適正に行うため、技術審査会(技術提案評価型総合評価競争入札に係る技術審査会要領(平成30年3月29日付第201700327269号鳥取県県土整備部長通知)に基づき発注機関が設置するものをいう。以下同じ。)を設置するものとする。

- 2 入札を執行する職員(以下「入札執行者」という。)は、開札後、直ちにすべての入札参加者について、当該入札参加者の条件(以下「資格条件」という。)を具備しているか否か等の審査を行うものとする。
- 3 技術審査会の委員(以下「委員」という。)は、前項の審査後、資格条件を具備している者の技術提案資料を審査し、技術提案審査表(様式第2号)を作成し、入札執行者に引き渡すものとする。
- 4 入札執行者は、前項の技術提案審査表を、別表第2に定める採点基準により採点し、各委員の技術点及びその平均を記載した審査結果一覧表(様式第3号)を作成するものとする。
- 5 入札執行者は、技術提案審査表及び審査結果一覧表を技術審査会に付議し、開札日から起算して14日以内に入札参加者の技術点数を決定するものとする。
- 6 技術審査会は、前項に規定する技術点数の決定に当たり、必要に応じて第三者から意見を聴くことができるものとする。

(応募書類等の提出)

第8条 技術提案型総合評価入札に参加しようとする者は、調達公告で定める応募書類のほか、技術提案書を調達公告で定める入札書提出期間内に発注機関に提出するものとする。

- 2 前項の期間内に技術提案資料を提出しなかった入札参加者は失格とする。

(入札、開札及び落札)

第9条 技術提案型総合評価入札は、電子入札の方法で行う。

- 2 入札執行者は、技術提案型総合評価入札において入札書を開札したときは、電子入札システムにより入札参加者に通告した上で落札決定を保留し、当該入札書及び第7条第3項に規定する技術提案審査表に基づき、そ

これらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表（様式第4号）を作成するものとする。

（入札状況等の公表）

第10条 入札執行者は、前条第2項の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び第6条の規定より落札決定をしたときは、前条第2項に規定する一覧表の形に整理して、入札情報HPに登録し、公表するものとする。

（入札結果に係る疑義の申出）

第11条 当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、前条の規定に基づき入札情報が公表された日（当該日が鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下この条において「休日」という。）の場合は、その翌日以降で休日に当たらない日とする。）の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。

2 発注機関は、前項の申出があったときは、当該申出の日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。この場合において、発注機関は、必要があると認めるときは、資格審査委員会に当該申出の内容を報告し、その後の対応を協議するものとする。

（受注者の履行義務）

第12条 受注者は、技術提案書の内容について、業務計画書（設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号土木部長通知。以下「共通仕様書」という。）第1111条で規定する業務計画書をいう。）に反映させるものとする。

2 受注者が提出した技術提案書の内容については、調査職員（共通仕様書第1105条で規定する者をいう。以下同じ。）からの指示がない限り履行すること。

ただし、条件変更等受注者の責によらない理由により履行できない場合において、調査職員の承諾を得たときはこの限りではない。

3 受注者は、業務完了時において、技術提案書の内容の履行が確認できる資料を調査職員に提出すること。

4 受注者の責により技術提案書の内容が履行されなかった場合は、測量等業務検査チェックリスト（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号鳥取県県土整備部長通知）で規定する様式第2号をいう。）の「業務執行に係る過失に伴う減点」において、評価テーマ1項目の不履行につき3点減じるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

技術提案の評価項目

評価項目	判断基準
評価テーマ間の整合性	評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
	提案内容が実現可能であり、これを裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。
	周辺分野、異分野技術を採用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。

注 1) 的確性、実現性、独創性については評価テーマごとに評価する。

注 2) 難易度の高い業務（県内向け技術提案型総合評価入札）については、独創性の評価は行わない。

別表第2（第6条、第7条関係）

技術提案の採点基準

評価項目		配点				
全体	評価テーマ間の整合性	A：整合性が高い		B：矛盾はないが整合性も高くない		C：矛盾がある
		10点		5点		0点
評価テーマ1	的確性	A	B	C	D	E
		20点	16点	12点	8点	4点
	実現性	A	B	C	D	E
15点		12点	9点	6点	3点	
独創性	A	B	C	D	E	
	10点	8点	6点	4点	2点	
評価テーマ2	的確性	A	B	C	D	E
		20点	16点	12点	8点	4点
	実現性	A	B	C	D	E
15点		12点	9点	6点	3点	
独創性	A	B	C	D	E	
	10点	8点	6点	4点	2点	

注) 1 各評価テーマの評価方法は以下のとおりとする。

A：別表第1右欄に掲げる判断基準（以下「判断基準」という。）に照らして全項目で評価されており、特に提案内容が優れている。

B：判断基準に照らして評価される項目が3項目ある。

C：判断基準に照らして評価される項目が2項目ある。

D：判断基準に照らして評価される項目が1項目ある。

E：判断基準に照らして評価される項目が全くない。

2 別表第1の右欄に掲げる判断基準に該当する項目がない場合は、発注機関が評価方法を適宜判断し、A～E段階で評価する。

3 難易度の高い業務（県内向け技術提案型総合評価入札）については、独創性の評価は行わない。

4 評価テーマを1つにする場合については、評価テーマ間の整合性をBとして評価する。

技 術 提 案 資 料

業務名		整理番号	
評価テーマ			

注1) 評価テーマ欄は、調達公告のテーマを記入すること。

注2) 技術提案は、評価テーマ1項目につき、当様式（A4版）1枚以内（図表等を含む。）にまとめ、文字サイズは10ポイント以上で記入すること。

(参考)

技術提案型総合評価入札における評価テーマ例

区分		評価テーマ
総合的なコストに関する事項		ライフサイクルコストを縮減するための着目点について
		その他（補償費等）のコスト縮減に関する着目点について
		工期短縮のための施工計画立案に当たっての着目点について
業務成果物の品質、制度に関する事項		軟弱地盤における設計上の留意点について
		コンクリートの耐久性の向上に関する着目点について
社会的要請に関する事項	環境の維持	周辺環境を考慮した景観検討における着目点及び検討に当たっての留意点について
		周辺住環境を考慮した設計における留意点について
		周辺環境を考慮した構造、工法等の着目点について
		施工時の騒音・振動対策に関する着目点について
		貴重種等の生息する環境での作業における保全対策立案に当たっての留意点
		C02等の削減に関する着目点について
		施工時の濁水処理対策の着目点について
		施工への配慮・工夫
	現場の施工ヤードを考慮した施工計画立案に当たっての着目点について	
	近接構造物（JR、建築物等）への影響に配慮した施工計画立案に当たっての着目点について	
	特別な安全対策	現道交通に配慮した工事車両進入路等に関する安全対策立案に当たっての留意点について
	省資源対策又はリサイクル対策	現場発生土、コンクリート殻等の有効活用に関する着目点について
		リサイクルに関する着目点について